

**2025 年度 文化芸術を地域に生かす創造支援事業
募集要項**

(公財) 仙台市市民文化事業団は、仙台市が 2024 年 3 月に策定した「仙台市文化芸術推進基本計画」に基づく取り組みとして、2025 年度「文化芸術を地域に生かす創造支援事業」を実施します。

本助成事業では、観光、まちづくり、福祉、教育等の他分野との連携により社会課題と向き合う公益性の高い文化芸術活動や、市民に優れた文化芸術の鑑賞機会を提供する事業の支援により、本市の文化芸術環境の向上や、文化芸術活動の新たな担い手の育成を図ります。また、これらの支援を通じて、一人一人が生き生きと暮らすことのできる地域づくりに寄与することを目指します。

申請事業の実施期間	申請受付期間
2025 年 6 月 21 日 (土) ~ 2026 年 3 月 15 日 (日)	2025 年 4 月 2 日 (水) ~ 4 月 10 日 (木) 23 時 59 分まで

※ 申請受付は、仙台市議会で令和 7 年度予算が議決された場合に行います。

本事業では、次の 2 つの区分の事業を公募します。事業内容に応じて、いずれか 1 つの区分に申請してください。

	A. 文化芸術の創造・発信事業	B. 文化芸術と社会の連携推進事業
対象となる事業	<u>地域の文化芸術の活性化や まちの魅力向上に資する事業</u> 〔イベント開催・印刷物や動画等の公開〕	<u>地域や社会の課題に向き合う 先進的・独創的な文化芸術事業</u> 〔一過性に留まらない波及効果が見込まれる継続的な取り組み〕
助成上限額	50 万円	200 万円 スタートアップ枠 50 万円
助成率	対象経費の 2 分の 1	対象経費の 10 分の 10
採択予定件数	15~20 件程度	7~10 件程度 (スタートアップ枠含む)
その他	●情報保障・鑑賞サービス補助費について、助成金とは別に 5 万円を上限に実費を補助します	●情報保障・鑑賞サービスについては、助成金の枠内で実施いただきます ●事業団が実施する事業報告会（一般公開）に出席する必要があります（2026 年 1 月~2 月予定）

※ 文学、音楽、美術、工芸、写真、映像、演劇、舞踊、伝統芸能等、文化芸術のジャンルは問いません。

目次

表紙	... P. 1
目次	... P. 2
1. 助成の種類・概要	
A. 文化芸術の創造・発信事業	... P. 3
対象となる事業	
事業の要件	
対象者	
助成額・採択予定件数	
B. 文化芸術と社会の連携推進事業	... P. 4
対象となる事業	
事業の要件	
対象者	
助成額・採択予定件数	
2. 対象とならない事業	... P. 6
3. 助成対象経費	... P. 6
助成対象経費	
助成対象外経費	
情報保障・鑑賞サービス補助について	
4. 申請方法	... P. 8
提出書類	
申請受付期間	
申請数の上限・他の助成事業との重複申請について	
5. 事前相談	... P. 9
6. 審査	... P. 9
審査方法	
審査の視点	
7. 審査結果の通知および公表について	... P. 9
8. 採択後の事業実施について	... P. 10
助成金以外の支援	
採択された場合の留意事項	
9. 事業報告と助成金の支払手続き	... P. 10
事業報告	
助成金の前払い	
10. 助成金の取消し・減額について	... P. 11
11. 助成金交付までの流れ	... P. 11

©2025 年度から変更している事項があります。

「募集要項」と別資料「申請のためのガイドブック」を必ずお読みください。

1. 助成の種類・概要

A. 文化芸術の創造・発信事業 ****

対象となる事業

文化芸術のイベントや印刷物・動画等の媒体を通して広く一般に鑑賞・参加機会を提供し、仙台市の文化芸術環境の活性化やまちの魅力向上に資する事業。

【対象となる事業形態の例】

- 音楽・演劇・舞踊等の公演、展覧会、映像作品・音楽アルバムの製作・発表等
- 街中や複数会場を活用したフェスティバルや、広域からの参加が見込まれる公募展、コンクール等
- 新たな担い手育成や観客創出のためのワークショップ、トークイベント、アウトリーチ
- 印刷物の編集・発行、アーカイブの作成・発信

事業の要件

申請する事業は以下の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 申請者自らが主催して行うこと。
- (2) 新規事業であること。定例的に行っている事業の場合は、新たな展開を行うこと。
- (3) 助成対象期間内に対象となる作品の発表やイベントの開催を行うこと。
- (4) 市民や地域にひらかれた事業であること。
- (5) 仙台市内で実施される事業であること。

※ 仙台市内の個人・団体が主催し市外で開催する事業は、審査において市外で実施する意義がとりわけ高いと認められた場合に限り、対象となります。

対象者

対象となる事業を主催する以下の者が対象となります。

- (1) 文化芸術活動の実績がある個人・団体
- (2) 上記(1)の助成対象者の2者以上によって構成される任意のグループ・団体

※ 仙台市内で実施される事業の場合、対象者の拠点・所在地は市内・市外を問いません。ただし、市外において行われる制作等にかかる経費は助成対象となりません。

※ 仙台市内の個人・団体が主催する市外での事業は、審査において市外で実施する意義がとりわけ高いと認められた場合に限り、対象となります（例：仙台市の文化発信に寄与すると認められる県外での公演・展示等）。

「仙台市内の個人・団体」に該当するのは、以下の要件を満たす場合です。

- ・個人の場合…住所が仙台市内であるか、仙台市に通勤・通学していること。または、仙台市内で継続的に文化芸術活動を行っている実績があること。
- ・任意団体の場合…団体構成員の概ね半数以上の住所が仙台市内であるか、仙台市に通勤・通学していること。または、仙台市内で継続的に文化芸術活動を行っている実績があること。
- ・法人の場合…団体の定款に定める、主たる事務所の所在地が仙台市内であること。
- ・個人経営の教室等の場合…税務署に届け出ている事務所の所在地が仙台市内であること。

※ 国、地方公共団体、暴力団等と関係を有する者は対象となりません。

助成額・採択予定件数

助成上限額 : 50 万円

情報保障・鑑賞サービス補助 上限額

: 5 万円 *1

助成率 : 対象経費の 2 分の 1

採択予定件数 : 15~20 件程度

*1 情報保障・鑑賞サービス補助として、事業の鑑賞者・参加者を対象とするアクセシビリティ向上を目的とした取り組みに対して、助成金とは別に 5 万円を上限に実費を補助します。(例：手話通訳費、音声案内費、ガイドヘルパー費、多言語翻訳費、託児費等)

※ 予算の範囲内での採択となるため、全ての申請が採択されるわけではありません。

※ 助成額は、対象経費の 2 分の 1 の額、または事業全体の経費から事業収入を差し引いた額のいずれか小さい方が上限となります。

※ 個別の助成額については、企画内容を審査のうえ決定します。そのため、交付額（助成決定額）が申請額よりも減額される場合があります。

※ 事業収入や自己負担金の有無は問いません。

→引き続き P. 6 の「2. 対象とならない事業」以降の項目をご確認ください。

B. 文化芸術と社会の連携推進事業 *****

対象となる事業

以下の全てに当てはまる事業が対象となります。

- (1) 地域の課題を的確に捉えた先進的・独創的な取り組みで、一過性に留まらない波及効果が見込まれる継続的な事業。
- (2) 文化芸術の創造性を生かして、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の他分野に関連する地域や社会の課題に向き合うもの。
- (3) 事業プロセスや様々な人々との関わりを重視した文化芸術事業を、助成期間内に継続的に行い、助成対象期間終了後も継続する計画があるもの。

※ 継続事業への助成は原則 3 回までとします。ただし、審査において助成事業対象としての妥当性が認められた場合に限り、最大 5 回まで助成を受けることができます（毎年度申請・審査が必要）。

なお、この場合、4 回目以降は上限額を段階的に減額します。

※ 「スタートアップ」枠への継続事業の助成は 2 回までとします。

重点的に採択する事業について

「仙台市文化芸術推進基本計画」においては、文化芸術面で目指す姿として“あらゆる人に参加機会がひらかれ、文化芸術に親しめるまち”を掲げていることから、文化芸術による社会包摂に係る取り組みの充実に寄与する事業について、一定の枠を設け、重点的に採択します。「障害のある方による

文化芸術活動の促進に取り組む事業」及び「年齢や国籍、経済的な状況等に関わらずあらゆる人の文化芸術の鑑賞、体験等の機会の充実を図る事業」が重点採択の対象となります。

※ なお、社会包摂への取り組みは助成対象となるための必須要件ではありません。上記以外の課題に取り組む事業も採択対象となります。

スタートアップ枠

「B. 文化芸術と社会の連携推進事業」に該当する事業のうち、活動歴の浅い団体・個人が新たに挑戦する事業や、活動実績のある団体が本格実施に向けて試行的に実施する事業は、スタートアップ枠を設け別途審査します。

【対象となる事業の例】

- 他分野との連携開始に向けたリサーチ
- 継続的な実施を目指した試験的なプログラム実施

事業の要件

申請する事業は以下の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 申請者自らが実施主体となって行うこと。
- (2) 新規事業であること、もしくは、既存事業をもとに新たな展開を行うこと。
- (3) 市民や地域にひらかれた事業であること。

※ 例えば、機材購入や環境整備のみを行う事業は対象外です。必ずその機材や環境を市民や文化芸術関係者が活用する内容を含んでください。

- (4) 主に仙台市内で実施される事業であること。

※ 仙台を拠点として作品制作・発表等を行う場合は、リサーチ場所に制限はありません。

※ 事業収入や自己負担金の有無は問いません。

対象者

対象となる事業を主体となって実施する以下の者が対象となります。

- (1) 文化芸術活動の実績がある仙台市内の個人・団体
- (2) 上記(1)の助成対象者の2者以上によって構成される任意のグループ・団体

※ 主たる団体が仙台市内の個人・団体であれば、連携相手や構成団体は市外の個人・団体も可。

※ 「仙台市内の個人・団体」に該当するのは、以下の要件を満たす場合です。

- ・個人の場合…住所が仙台市内であるか、仙台市に通勤・通学していること。または、仙台市内で継続的に文化芸術活動を行っている実績があること。
- ・任意団体の場合…団体構成員の概ね半数以上の住所が仙台市内であるか、仙台市に通勤・通学していること。または、仙台市内で継続的に文化芸術活動を行っている実績があること。
- ・法人の場合…団体の定款に定める、主たる事務所の所在地が仙台市内であること。
- ・個人経営の教室等の場合…税務署に届け出ている事務所の所在地が仙台市内であること。

※ 国、地方公共団体、暴力団等と関係を有する者は対象となりません。

助成額・採択予定件数

助成上限額 : 200 万円 (スタートアップ枠 50 万円)

助成率 : 対象経費の 10 分の 10

採択予定件数 : 7~10 件程度

※ 予算の範囲内での採択となるため、全ての申請が採択されるわけではありません。

※ 助成額は、事業全体の経費から事業収入を差し引いた額が上限となります。

※ 個別の助成額については、企画内容を審査のうえ決定します。そのため、交付額 (助成決定額) が申請額よりも減額される場合があります。

2. 対象とならない事業

- (1) 特定の政治団体、宗教団体、営利団体及びその商品等の宣伝を主な目的に含む事業
- (2) チャリティーコンサート等、寄付を集めることを主な目的に含む事業
- (3) 学校 (小・中・高) 内のサークル・部活動の成果発表会
- (4) カルチャー教室、各種教室の成果発表会
- (5) 特定の会員や団体のみを対象とした事業

※ 「B. 文化芸術と社会の連携推進事業」においては事業内容により対象となる場合があります。

- (6) 仙台市または仙台市の関係団体から補助金、助成金、負担金等の収入がある事業
- (7) 以下の者が主催、共催する事業
 - ・ 地方公共団体 (仙台市を含む)
 - ・ 地方公共団体の設置施設
 - ・ 地方公共団体の関係団体 (当事業団を含む)

※ 事業に上記の収入が入っていないければ、仙台市または仙台市の関係団体・施設等と連携・協働すること自体は差し支えありません。

3. 助成対象経費

助成対象経費

申請事業に直接かかる費用が対象となります。

【例】

人件費 (企画料・出演料等)、作品制作費、事業当日運営費、広告宣伝費、印刷費、物品購入費、会場使用料 (付帯設備含む)、旅費交通費 (駐車場代含む)、著作権料、振込手数料等

※ 対象期間 (2025 年 6 月 21 日から 2026 年 3 月 15 日まで) にかかった経費が対象となります。

※ 対象期間前に支出した経費のうち、事業実施の準備のための経費 (会場使用料の前払い分やチラシのデザイン費等) と認められる場合については、対象とします (申請者の人件費を除く)。

※ 「A. 文化芸術の創造・発信事業」枠に申請する市外の個人・団体については、市外において行われる制作等にかかる経費は助成対象となりません。

【人件費】

人件費は申請者本人や申請団体の構成員にかかる費用も対象となります。

人件費については、業務内容や単価等を詳細にご記入ください。著しく高額であると考えられる場合には、経費の一部のみを助成対象と認める場合があります。

【会場使用料（付帯設備含む）】

申請者（申請団体とその構成員含む）がその施設（場所）を賃貸借契約している場合は、事業実施にかかる期間・場所の賃借料が対象経費となりますが、「申請者自身が所有する不動産」に該当する場合は、対象外経費となります。

助成対象外経費

助成対象外経費は、事業にかかる費用のうち、直接助成の対象とはならないが、事業全体の経費に含めることができる経費です。用途によって予算書に記入できる経費と、記入できない経費がありますので、以下の一覧を確認してください。以下の一覧に該当しない経費がある場合は、事務局までご相談ください。

【「助成対象外経費」欄に記入できる経費】

記念品・贈答品代、賞金、交通費特別料金（新幹線グリーン料金・航空券のビジネスクラス料金等）、申請者自身が所有する不動産や機材等の使用料等、開催期間中のケータリング代

【「助成対象外経費」欄に記入できない経費】

接待費、交際費、打ち上げ費、常時必要となる団体運営維持費（人件費、団体ウェブサイト作成運営費、事務所・稽古場維持費・光熱費等）、備品・機材等の購入にかかる経費、事業終了後申請者の財産となる物品の購入にかかる経費（機材、参考資料、参考書籍、楽譜等の購入費）、通信費（電話代、インターネット通信費）、研修受講費等自己研鑽にかかる経費、予備費・雑費等用途が曖昧な経費、申請者(主催者)による支払証拠書類が取得できない経費

情報保障・鑑賞サービス補助費について

「A. 文化芸術の創造・発信事業」の情報保障・鑑賞サービス補助費について、助成金とは別に5万円を上限に実費を補助します。

【例】

手話通訳費、音声案内費、ガイドヘルパー費、多言語翻訳費、託児費等

※「B. 文化芸術と社会の連携推進事業」の情報保障・鑑賞サービスについては、助成金の枠内で実施いただきます。

4. 申請方法

下記書類を E メールまたは郵送にて事務局まで提出してください。

【提出書類】	備考
(1) 申請書	助成区分 A B 共通様式。
(2) 事業計画書	助成区分ごとに様式が異なります。
(3) 申請者プロフィール	個人／団体で様式が異なります。
(4) 団体構成員名簿	団体のみ提出
(5) 助成申請・採択実績書	助成区分 A B 共通様式。
(6) 収支予算書	助成区分ごとに様式が異なります。
(7) 事業内容に関する補足資料	助成区分 A B 共通様式。 4 ページ以内。助成区分 A は作品・制作物等の企画書含む。

- ※ 提出書類の様式は、当事業団ウェブサイト (<https://ssbj.jp/support/chiki-application/>) からダウンロードしてください。郵送を希望する場合は、事務局までご連絡ください。
- ※ 提出書類 (7) を E メールで提出する際は、PDF 形式に変換・圧縮してご送付ください。4 ページを超えて提出があった場合、5 ページ目以降は審査資料に含めません。
- ※ 事務局への直接持参による申請は原則として受け付けません。
- ※ E メールで申請された方については、翌営業日までに受信確認メールをお送りします。受信確認メールが届かない場合は、申請を受理していない可能性がありますので、事務局あてにご連絡をお願いします。
- ※ 郵送した申請書の到着確認は電話にてお問い合わせください。
- ※ 提出された書類や資料は返却いたしません。

申請受付期間

2025 年 4 月 2 日 (水) から 4 月 10 日 (木) 23 時 59 分まで

- ※ 申請受付は、仙台市議会で令和 7 年度予算が議決された場合に行います。

申請数の上限・他の助成事業との重複申請について

- 1 申請者につき 1 事業のみ申請できます。
- 事務所や稽古場等の所在地が同一である場合は、同一の申請者とみなすことがあります。
- 異なる申請者であっても、団体の代表者・構成員・出演者等が重複している場合は、不採択または採択の優先度が低くなる場合があります。
- 同一内容の事業について、(公財) 仙台市市民文化事業団が実施する他の助成事業との重複申請は可能ですが、重複して採択された場合はいずれか 1 つを選び、他は辞退していただきます。なお、異なる内容の事業であれば、辞退の必要はありません。
- 申請者自ら他団体 (仙台市または仙台市の関係団体除く) の助成金や協賛金等の外部資金を獲得することについては問題ありません。

5. 事前相談

申請希望者を対象に事前相談を受け付けます。受付期間や申込方法の詳細についてはウェブサイトでご確認ください。

※ 「B. 文化芸術と社会の連携推進事業」に申請を検討している方は、事業の要件に合致しているか等確認が必要なケースが多いため、事前の相談を推奨します。

6. 審査

審査方法

書類審査で選考します。審査過程で、申請内容について電話やEメールで質問させていただく場合があります。

審査では、提案された事業に対して、企画内容の一部を選定する場合（部分採択）や、一定の事項を満たすことを条件に選定すること（条件付き採択）があります。

審査の視点

下記の視点から総合的に審査を行います。

(1) 先進性・独創性	新たな視点や工夫が取り入れられている。
(2) 文化事業としての質	文化的に質の高い成果が期待できる。
(3) 波及効果	地域・社会への波及効果が期待できる。
(4) 将来性・発展性	申請者の今後の活躍や事業の発展が期待できる。
(5) 実現可能性	企画内容、実施体制、手法、事業プロセス、予算計画等が実施のために適切なものとなっている。
(6) 助成対象としての妥当性	本助成事業の目的や対象となる事業の趣旨に合致し、助成を得ることで高い成果が期待できる事業である。

7. 審査結果の通知および公表について

- 採択・不採択にかかわらず、全ての申請者に対し、2025年6月中旬に郵送でお知らせします。提出された申請書は返却しません。
- 採択された事業については、事業名・申請者（主催者）名を当事業団ウェブサイトで公表します。

8. 採択後の事業実施について

助成金以外の支援

「B. 文化芸術と社会の連携推進事業」の採択事業に対し、より効果的な実施のため、以下の支援を行います。

- 外部専門家による助言を受けられる窓口の紹介
- 外部専門家による現場視察やレビュー記事の公開
- 事業報告会を通じた情報交換の場の提供
- 当事業団ウェブサイト等での情報発信

採択された場合の留意事項

- 助成対象の広報物や発信媒体（SNS やウェブサイト等）、成果物等には、下記のとおり必ず表記してください。

「助成 公益財団法人仙台市市民文化事業団」または「助成（公財）仙台市市民文化事業団」

※ 本助成でリサーチや制作を行った作品について、助成対象期間後に、展示・公演等で発表することになった場合は、可能な限り「2025 年度文化芸術を地域に生かす創造支援事業（公益財団法人仙台市市民文化事業団）」と記載してください。また、その展示・公演等の情報を事務局までご連絡ください。

- 事業内容、会場、予算、実施時期等に変更が生じる場合や、審査結果を受けて事業計画を変更する場合は、事業実施前に、変更届と変更した事業計画書・収支予算書を作成・提出してください。
- 採択された事業のイベント広報や成果物に関する情報等については、当事業団ウェブサイトに公開しますので、必ず情報提供してください。
- 事業の視察、進捗確認等のための打ち合わせ、事業終了後の本助成に関するヒアリング等を行う場合がありますので、ご協力ください。
- 「B. 文化芸術と社会の連携推進事業」の採択事業については、事業報告会を実施しますので必ず出席してください（一般公開、2026 年 1 月～2 月予定）。

9. 事業報告と助成金の支払手続き

事業報告

事業終了後 2 か月以内もしくは 2026 年 3 月 31 日のいずれか早く到達する日までに、下記書類を E メールまたは郵送にて事務局まで提出してください。報告書や事業成果の内容を審査後、助成額を確定し助成金の支払を行います。

【提出書類】

- (1) 報告書
- (2) 事業実績書
- (3) 事業内容詳細
- (4) 事業の成果物

※ イベントの広報物やパンフレット・カタログ、制作した冊子・Zine 等

- (5) 収支決算書
- (6) 支払証明書類整理簿
- (7) 対象経費の支払を証明する書類（領収書・振込証明書・請求書等）の写し
 - ※ 収支決算書の助成対象外経費支出欄に記入した費用分については、提出の必要はありません。
 - ※ 申請者（申請団体の構成員含む）の人件費がある場合は、その方の業務記録（業務日報等）を提出してください。
- (8) 振込口座届出書
- (9) 事業レポート（公開用）
- (10) 事業記録の写真・画像データ（公開用）

- ※ 提出書類の様式は、当事業団ウェブサイト（<https://ssbj.jp/support/chiiki-application/>）からダウンロードしてください。郵送を希望する場合は、事務局までご連絡ください。
- ※ 書類の提出後、追加資料の提出依頼や内容確認のため連絡することがあります。
- ※ 助成金は、報告書の審査を経て交付確定通知を送付した後、30日以内に支払います。
- ※ 支払を証明する書類がない経費は、助成対象となりません。

助成金の前払い

事業着手後、希望がある方については、請求書等（経費の積算根拠書類）をもとに助成決定額の8割以内の額（千円未満切り捨て）を2回に分けて前払いします。ただし、1回の前払いは助成決定額の2分の1までです。2回目の前払い時は、1回目の支払証明書類を提出していただきます。

10. 助成金の取消し・減額について

次のような場合には、交付決定の取消しまたは決定した助成額からの減額を行うことがあります。既にお支払いした前払金がある場合は返還していただきます。

- (1) 申請内容や予算に大幅な変更が生じたとき
- (2) 申請者（主催者）名を変更したとき
- (3) 提出期限を経過しても実績報告の提出がないとき
- (4) 虚偽の申請、その他の不正が判明したとき

11. 助成金交付までの流れ



* 事業終了後2か月以内もしくは2026年3月31日のいずれか早く到達する日まで

【事務局（提出先・お問い合わせ先）】

公益財団法人仙台市市民文化事業団 総務課 企画調整係

〒981-0904 仙台市青葉区旭ヶ丘 3-27-5 日立システムズホール仙台 1 階

[ウェブサイト] <https://ssbj.jp/support/>

[電話] 022-727-1875（平日 9 時 30 分～17 時）

[Email] 申請書提出先：apply@bunka.city.sendai.jp

事前相談・問い合わせ・報告書提出等：chiiki@bunka.city.sendai.jp